

2020年度に向けた政策・制度要求と提言

《概要版》

はじめに

◇連合神奈川「政策制度要求と提言」の位置づけ

2020年度に向けた政策制度要求と提言の取り組みは、2020年度の自治体予算編成に反映させるため、国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けた取り組みを推進し、貧困や格差の無い、平和で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、策定する。また、これまでの取り組み・成果等から、政策策定論議の深化と、労働者をはじめとする幅広い人々のニーズを踏まえ、政策の優先順位付けと絞り込みを進め「政策・制度要求」の実現に向けて取り組むこととする。

今年度も昨年に引き続き、「SDGs実施指針」・「SDGs」の17の目標から、更に踏み込んだ、169のターゲットを参考に、政策委員会における、議論題材の一部とし、策定を進めることで政策の充実を図ることとした。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



連合神奈川7つの政策における目標の設定状況と重点政策項目の種類

経済・産業政策



補強-3

雇用・労働政策



新規-1 補強-1 継続-3

福祉・社会保障政策



補強-1 継続-3

社会インフラ政策



補強-2 継続-1

環境・エネルギー政策



新規-2 補強-2 継続-1

教育・人権・平和政策



新規-1 補強-1 継続-1

行財政政策



補強-1 継続-2



経済・産業政策

重点政策

1 県内中小企業が、第4次産業革命に対応した競争力を高めるために、大学など研究開発機関との連携をはかり、基礎研究から事業化支援まで一貫して取り組むことができる積極的な支援をすすめること。

また持続可能な地域社会の一端を担う、中小企業の事業承継等の各種課題に対して、状況の変化に応じた速やかな対応が講じられるよう支援をはかること。

<補強 9.4 9.5>

2 観光産業の活性化と旅行者が安心して滞在できる環境づくりのため、自治体間における観光案内所の情報連携、各種交通機関等での多言語表記、ICTを活用した観光や飲食に関する多言語情報の提供を進めるとともに、各施設や店舗において簡単な受け答えができる外国語講習会開催の助成などにより多言語人材の育成を推進すること。

あわせて外国からの旅行者に、神奈川県を日本滞在時の情報収集拠点として選ばれるよう、公衆無線LANのさら

なる拡大と利便性の向上をはかり、快適な通信環境を構築すること。

<補強 8.9 12.b>

3 世界的な各種イベントに対応し、外国からの旅行者が神奈川県に多く訪問していただけるよう、地方自治体と事業者が連携し宿泊施設の確保など各種施策を推進すること。

また民泊サービスについては、施設周辺の安全で安心な生活環境の維持が重要になることから、引き続き地方自治体は民泊事業者や地域住民と連携し、適正な民泊サービスをすすめること。

<補強 8.9 12.b>

SDGsの目標とターゲット



雇用・労働政策

重点政策

1 若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

また、学卒未就職者が多く出現した「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向けて、これまでの施策の効果を検証したうえで、将来を見据えた能力開発を実施するとともに、適切な就職支援・定着支援をすすめること。

<補強 8.6>

2 障がい者雇用をさらに推進し、職場定着をはかる観点から、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

また、合わせて各種就労支援機関と企業・行政の連携強化をはかり、障がい者の希望や特性に応じた合理的配慮がされ、安心して安定的に働き続けることが出来る就労環境の構築をはかること。

<継続 4.a 8.5 10.2>

3 低賃金・長時間労働の課題がある、自動車運転業務従事者の労働環境改善に向け、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」の取り組みを関係機関・団体で連携して推進すること。

また、トラック運送事業者と運転業務にあたる労働者との間で、業務委託契約等による偽装雇用が行われないよう、労働基準監督署による実態調査などで適正な雇用関係の確保を進めること。

<継続 3.6>

4 「神奈川の教員の働き方改革に関する検討協議会」が示した「教員の働き方改革に向けた意見（最終まとめ）」にもとづき、教員の働き方改革を推進するための具体策を策定すること。

とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、教職員の増員、人材の確保をはかること。

<補強>

5 新たに施行された入管難民法改正法による外国人労働者の受け入れに関しては、創設された在留資格「特定技能」を基にした外国人材の受け入れとなる。引き続き外国人労働者の労働環境改善に関しては、出入国在留管理庁と労働局など関係機関が連携して受入れ機関と登録支援機関に対して監視指導を行うこと。

特に外国人労働者に対する社会生活上の支援については、地域の生活者として地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

<新規 8.8 10.7>

SDGsの目標とターゲット



福祉・社会保障政策

重点政策

1 時代の変化に合わせて持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 高齢化の進展に伴い、医療ニーズのさらなる増大が見込まれることから、回復期病床など医療機能ごとの整備や在宅医療の充実、それらを支える医療人材の育成・確保などに取り組むこと。

(2) 介護従事者の負担軽減と処遇改善、キャリアアップ支援など介護職員が働きやすい職場づくりをすすめること、必要とされる福祉・介護人材の確保をはかること。

(3) 幼児教育無償化により保育ニーズの増加が想定されることから、保育士の処遇改善やキャリアアップの仕組みづくりなど質の向上とあわせて、これまでに増して人材確保と定着支援をはかること。

<継続 8.5 16.2>

2 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターについて、多職種協働による課題検討や、特に地域の関係機関・団体・ボランティア等の地域住民参加型ネットワーク構築をすすめること、機能強化をはかること。

また引き続き未届有料老人ホームの実態把握を進めるとともに、利用者の生活と権利擁護をはかること。

<継続 11.7>

- 3 今年から始まる幼児教育無償化制度について、利用者の混乱などが予想されることから県内各自治体においては、スムーズな導入が図られるよう準備をすすめること。

また施設利用希望者の増加が想定されることから、これまで以上に待機児童解消に向けた各種施策をすすめること。

<継続 4.2>

- 4 すべての子どもたちを社会全体で支えるため、利用者ニーズに合った放課後児童クラブを県内全域で展開整備を

すすめることと合わせて身近な地域における子どもの居場所づくりなどの活動に対して支援をすること。

また、生まれ育った環境によって、将来が左右される貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭における、家庭学習を補完する教育支援や、親への就労支援・経済的支援について拡充をはかること。

<補強 1.2>

SDGsの目標とターゲット



社会インフラ政策

- 1 持続可能な地域社会の構築をめざし、特に通学や高齢者の通院などの生活に必要な地域公共交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また高齢者や障がい者が外出しやすいバリアフリーな街を構築するため、道路・建築物・交通機関等、各場面における福祉のまちづくりに取り組むこと。

<補強 9.1 11.2>

- 2 近年、台風や集中豪雨等により多発している浸水災害発生時に、地域住民に必要な避難情報が確実に届く仕組みについて、各種情報通信手段を利用し地方自治体と地域コミュニティが連携し構築していくこと。

また、福祉避難所の設置を引き続き進めるとともに、どこの指定避難所においても障がいの有無、要配慮者・要支援者を含めて、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

<補強 11.5 11.b>

重点政策

- 3 安全対策が必要とされる路線バス停留所と横断歩道の課題に対しては、地方行政が主体的に交通事業者と地域住民等の調整をすすめ、早期に利用者の安全確保をはかること。

また併せて幼稚園や保育園等における、スクールバスの停留場所についても、安全に必要な対策がはかれるよう関係事業者への情報提供をすすめること。

<新規 3.6 11.1 11.2>

SDGsの目標とターゲット



環境・エネルギー政策

- 1 温室効果ガス排出削減に向けた県民・市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援をはかること。

また今後、一般住宅等においては、太陽光発電固定価格買取制度の契約期間が順次終了することから、再生可能エネルギーの普及促進のため、引き続き自立した電源として安定的に発電継続が可能となるよう、各種情報発信を推進すること。

<補強 7.2 7.3 13.2 13.3>

- 2 県内における食品ロス削減の取り組みを推進するため、地方自治体・小売店や外食チェーン等の関係者が連携することにより、啓発活動や食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の県民・市民への周知・徹底をはかること。

特に生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用の食料品を有効活用するため、地方自治体は、「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた支援をはかること。

<補強 11.6 12.3 12.5 12.8>

- 3 改正された健康増進法を踏まえ「望まない受動喫煙」をなくすため、特に指定されている学校・病院・児童福祉施設等・行政機関における施策を推進すること。

また、2020年から適用となる飲食店・オフィス・事業所などにおいては、特に健康影響が大きいとされる未成年者や患者の方々のため、各自治体は必要とされる対象施設の対策に対して、助成金等の周知・支援をはかること。

<継続 3.a>

- 4 世界規模の社会問題である海洋汚染について、不要となったプラスチック製品やレジ袋などがリサイクルされず廃棄されることで発生するマイクロプラスチックが問題のひとつとされている。そこで地方行政として、人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う「エシカル消費」の周知・啓発を推進し、私たち一人ひとりが、プラごみゼロに取り組める環境を構築すること。

<新規 12.4 14.1>

- 5 資源循環福祉型廃棄物行政確立および環境保全型の資源の再利用の観点から、地域住民と関係事業団体の連携のもと減量努力の促進と、分別排出・収集を徹底する施策を推進すること。

また県は、市町村が行う廃棄物処理施設の整備を支援する循環型社会形成推進交付金が、市町村の自主性と創意工夫を活かした整備計画で活用されるよう関係機関に働きかけると共に取り組みを推進すること。

<新規 12.5>

SDGsの目標とターゲット



重点政策

教育・人権・平和政策

重点政策

- 障がいのある無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。
 - 県民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる共生社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。
 - ヘイトスピーチ解消法施行後も差別的言動による人権侵害があることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。
 - 外国にルーツを持つ県民とその家族が安心して生活しやすい多文化共生社会の実現をめざすため、特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図るための通訳の充実をはかること。
 - LGBTやSOGIについて、認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況である。引き続き地域社会や職場、教育現場において、性の多様性を尊重し、すべての人が対等・平等の人権が尊重される社会の実現をめざし取り組みを推進すること。
 - 個性を尊重され、支え合いやお互いの良さを認め合う力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、全ての子どもが共生社会の担い手となる社会の実現に向けて取り組むこと。 <補強 4.7 10.2 10.3>
- 県内基地の一部機能強化や使用目的が変化している状況から、近隣住民が安心して生活を送るために、安全対策や騒音対策の実施と、これまでに確認された項目の確実な履行と必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に要請すること。

また日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに自治体や住民の意志を尊重して対応すること。 <継続 16.10>
- 増加する児童虐待、DVIによる被害児童への対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の相談スタッフ増員による機能強化とあわせて、警察など関係機関との連携を強化すること。

また、相談しやすく、ワンストップで対応できる窓口の構築と、併せて児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知徹底をはかること。 <新規 16.1 16.2>

SDGsの目標とターゲット



行財政政策

重点政策

- 高齢者等をターゲットとした特殊詐欺や悪徳商法による被害や、インターネット取引による消費者トラブルについての対策が必要であることから、消費生活上のリスクに的確な対応ができるよう、行政と地域、そして関係団体が連携し、各種相談窓口の充実や消費者教育として有効なチラシの配布等、各種施策を推進すること。

特に悪質な訪問販売の撲滅に向け、県が主体的に県民への周知と各種団体への指導を実施すること。 <補強 16.4>
- 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めるとともに、財源の確保・明確化に向け国に働きかけること。 <継続 8.5 10.3>
- 神奈川県と横浜市は、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例を制定すること。

また条例制定に向けた必要性検証のため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。 <継続 12.7>

SDGsの目標とターゲット



取り組み経過

産別・各団体からの要求集約

第1回政策委員会(4月)
第2回政策委員会(5月)

政策調整委員会(6/18)

第30回中央委員会(7/2)
政策・制度要求と提言



連合神奈川 Facebook



THE GLOBAL GOALS For Sustainable Development